

商標権侵害判断基準

(意見募集稿)

第一章 総則

第一条 党中央、国务院の知的財産権保護強化に関する意思決定・手配を徹底実行し、商標専用権の保護を全面的に強化し、消費者及び生産、経営者の合法的權益を保障し、良好な商取引環境を築くために、『中華人民共和国商標法』（以下「商標法」という）、『中華人民共和国商標法实施条例』（以下「商標法实施条例」という）及び関連する法律・法規に基づき、本基準を定める。

第二条 本基準にいう商標権侵害行為とは、商標法、商標法实施条例に定める、登録商標の専用権を侵害する行為をいう。

第三条 商標法執行関連部門は、商標権侵害事案の調査処分にあたり、本基準を適用する。

第二章 商標の使用

第四条 商標権侵害に該当するかどうかを判断するに当たって、まず権利侵害が疑われる行為が商標法第四十八条に規定の「商標の使用」に該当するかどうかを判断しなければならない。

商標の使用とは、商品（役務）の提供元を標識する商業的使用であり、商標の機能を実現する前提であり、関連一般民衆に商品（役務）を提供する異なる市場主体を区分させることができる行為である。

関連一般民衆には、商標に標識されたある種の商品（役務）の使用に関連する消費者、前記商品を生産し又は役務を提供するその他経営者ならびに販売ルートに関与する販売者及び関連人員等が含まれる。

第五条 商標を商品、商品の包装又は容器、及び商品の取引文書に使用する具体的表示形式には、下記が含まれる。

(一) 直接貼付、刻印、焼き印もしくは織り込み等の方法により商標を商品、商品の包装、容器、ラベル等に付着させ、又は商品に付帯するタグ、製品説明書、説明マニュアル、価格表等に使用する。

(二) 商品販売契約、請求書、領収書、受領書、商品輸出入検査檢疫証明、税関申告書等、商品販売に関連する取引文書に商標を使用する。

第六条 商標を役務施設及び役務取引文書に使用する具体的表示形式には、下記が含まれる。

(一) 役務の説明マニュアル、役務施設の看板、店舗の装飾、従業員 の 服装・装飾品、ポスター、メニュー、価格表、クーポン、事務用品・文房具、便箋及び指定役務に関連するその他用品に使用する等、商標を役務施設に直接使用する。

(二) 請求書、送金伝票、役務提供契約、修理保守証明書等、役務に関連する文書資料に商標を使用する。

第七条 商標を広告宣伝、展覧及びその他商業イベントに使用する具体的表示形式には、下記が含まれる。

(一) 商標をラジオ、テレビ等メディア上で使用し、又は公開發行された出版物の中で公開され、及び広告看板、郵送広告又はその他広告の形で商標又は商標が使用された商品（役務）のために広告宣伝を実施する。

(二) 展覧会、博覧会で当該商標が使用された印刷品及びその他資料を提供する等、商標を展覧会、博覧会で使用する。

(三) 電子商取引ウェブサイト、微信、微信の公式アカウント、微博、QR コード、携帯端末アプリ等インターネット媒体に商標を使用する。

(四) 商品（役務）提供元を標識するためのその他商標使用形式。

第三章 権利侵害の判断

第八条 商標法第五十七条に規定の「商標登録者の許可なしに」には、更に、商標登録者が許可する種類、商品（役務）、期間等を超えた場合も含まれるものとする。

第九条 商標法第五十七条、第六十七条に規定の「同一種の商品（役務）」とは、名称が同一の商品（役務）及び名称が異なりながらも同一事物を指す商品（役務）をいう。

「名称」とは、国家知識産権局が商標登録活動において商品（役務）に使用する名称を指す。これには、『商標登録用商品・役務国際分類』『類似商品・役務区分表』（以下、それぞれ、「国際分類」、「区分表」という）に規定の商品（役務）名、及び国際分類、区分表には規定されないが、商標登録活動で受け入れられた商品（役務）名が含まれる。

「名称が異なりながらも同一事物を指す商品」とは、機能、用途、使用原料、消費対象、販売ルート等の点において同一又は基本的に同一であり、関連一般民衆が通常、同一事物として認める商品を指す。

「名称が異なりながらも同一事物を指す役務」とは、役務の目的、内容、方法、対象等の点において同一又は基本的に同一であり、関連一般民衆が通常、同一行為として認める役務を指す。

第十条 商標法五十七条に規定の類似商品とは、機能、用途、主な原料、消費対象、販売ルート等の点で一定の共通性があり、関連一般民衆が通常、特定の関連性があると認め、誤認しやすい商品を指す。

類似役務とは、役務の目的、内容、方法、対象等の点で一定の共通性があり、関連一般民衆が通常、特定の関連性があると認め、誤認しやすい役務を指す。

商品と役務の類似とは、商品と役務との間に比較的高い関連性があり、関連一般民衆に、商品と役務が同一の市場主体により提供されるものと誤認させやすいことをいう。

第十一条 商標法執行関連部門は、同一種商品（役務）、類似商品（役務）に該当するかどうかを判断する際、現行の国際分類、区分表を参照することができる。

国際分類、区分表から削除済みの商品（役務）については、以下の方法で類似関係を判

断する。

(一) 現行国際分類、区分表の中で最も近い商品（役務）の類似関係を参照する。

(二) 現行国際分類、区分表が参照できない場合は、当該商品（役務）がまだ削除されていない、最新バージョンの国際分類、区分表の中での商品（役務）の類似関係を参照する。

第十二条 国際分類、区分表に言及されておらず、又は種別、類似関係が明らかにされていない商品（役務）については、関連一般民衆の、商品（役務）に対する一般的認識に基づき、2種の商品の機能、用途、主な原料、成分、販売ルート、販売場所、生産者の業界、部品関係又は2種の役務の役務目的、内容、方法、対象等要素を総合的に考慮し、同一種又は類似の商品（役務）に該当するかどうかを認定しなければならない。

第十三条 商品と役務との類似の認定に当たっては、商品と役務との間の関連性の度合い、及び用途、関連一般民衆、通常の効用、販売ルート、販売習慣等の点での一致性を総合的に考慮しなければならない。

第十四条 商標法執行関連部門は、本基準第九条から第十三条までの規定に従っても同一種、類似の商品（役務）を判断できない場合、レベルごとに上位組織に報告し、国家知識産権局による解釈を求めなければならない。

第十五条 商標が同一又は近似であるかどうかを判断するには、権利者の登録商標と権利侵害が疑われる商標とを比較し、とりわけ権利者登録商標の主な識別部と、権利侵害が疑われる商標の主な識別部とを比較すべきである。権利者の実際に使用される商標と権利侵害が疑われる商標との比較はしない。

商品（役務）が同一種又は類似であるかどうかを判断するには、権利者の登録商標の使用が認定された商品（役務）と権利侵害が疑われる商品（役務）とを比較すべきである。権利者の実際に使用される商品（役務）と権利侵害が疑われる商品（役務）との比較はしない。

第十六条 商標法第五十七条に規定の、「その登録商標と同一の商標」とは、権利侵害が疑われる商標が、登録商標と完全に同一で、又は異なっても、視覚効果、聴覚的知覚に関して基本的に差異はなく、関連一般民衆が通常、同一商標と認める場合を指す。

第十七条 次に掲げる状況のいずれかに該当するものは、「その登録商標と同一の商標」と認定することができる。

(一) 文字商標が次に掲げる状況のいずれかに該当するもの。

1. 言語の種類、文字の構成、配列順が完全に同一であるもの。
2. 登録商標のフォント、ローマ字の大文字・小文字又は文字の横縦配列方向を変え、登録商標と間にわずかな差異だけ存在するもの。
3. 登録商標の文字、ローマ字、数字等との距離を変え、登録商標の顕著な特徴の反映には何らの影響がないもの。
4. 登録商標の色を変え、登録商標とは視覚効果に関して基本的に差異がないもの。
5. 商標が他人の登録商標及び本商品（役務）の通用名、型式名のみからなり、関連一般民衆に同一商標と認めさせるには十分であるもの。
6. 商標が他人の登録商標及び商品（役務）の品質、主な原料、機能、用途、重量、数量

及びその他特徴を直接表示する文字のみからなり、関連一般民衆に同一商標と認めさせるには十分であるもの。

(二) 図形商標は視覚的に基本的に差異がなく、関連一般民衆に同一商標と認めさせるには十分であるもの。

(三) 文字・図形組合商標の文字構成、図形外観及びその配列・組合方法が同一で、商標が、称呼や全体的視覚に関して基本的に差異がないもの。

(四) 立体商標の中の顕著な三次元標識と顕著な平面要素のいずれも同一であるもの。

(五) 色彩のみからなる商標の中で組み合わせられた色と使用方法のいずれも同一で、又はわずかな差異だけ存在するもの。

(六) 音商標の聴覚的知覚が同一で、又はわずかな差異だけ存在するもの。

(七) 登録商標と全体的な視覚効果、聴覚的知覚に関して基本的に差異がなく、関連一般民衆に同一商標と認めさせるには十分である、その他のもの。

第十八条 商標法第五十七条に規定の、「その登録商標と近似の商標」とは、権利侵害が疑われる商標が他人の登録商標と比較して、文字商標の文字の形状、読み方、意味が近似し、又は図形商標の構図、着色、視覚が近似し、又は文字・図形組合商標の全体的な配列組合方法と全体的視覚が近似し、又は立体商標の三次元標識の形状と全体的視覚が近似し、又は色彩のみからなる商標の色又は組合が近似し、又は音商標の聴覚的知覚が近似することを指す。

第十九条 権利侵害が疑われる文字商標と他人の登録商標とを比較し、次に掲げる状況のいずれかに該当するものは、「その登録商標と近似の商標」と認定することができる。

(一) 他人の登録商標の中の文字、言葉を重畳しかつ他の意味がないもの、又は文字の形状、読み方が異なっても意味は同一もしくは近似のもの、又は文字が異なっても読み方が同一で、文字の形状が近似し、かつ文字に意味がないもの。

(二) 中国語表記の商標の漢字構成が同一で、配列順だけが異なりかつ他のより強い意味がないもの、又は3つ以上の漢字から構成され、最初の文字が同一で、他は一部漢字だけが異なり、かつ全体としては意味がなくもしくは意味に明らかな区別がないもの。

(三) 英語表記の商標が4つもしくは4つ以上ローマ字から構成され、一部ローマ字だけが異なり、全体としては意味がなくもしくは意味に明らかな区別がないもの、又は2つの単語から構成され、単語の順序が異なり、意味に明らかな区別がないもの、又は形式的にのみ単・複数、動・名詞、略語、冠詞、比較級もしくは最上級、品詞等変換が発生し、意味が基本的に同一のもの。

(四) 商標が他人の登録商標及び商品（役務）の生産、販売又は使用場所を表す文字のみから構成されるもの。

(五) 商標が他人の登録商標及び修飾するための形容詞又は副詞及び商標の中での顕著性が比較的弱い其他文字のみから構成され、意味が基本的に同一のもの。

(六) 商標が2つ又は2つ以上の相対的に独立した部分から構成され、その中の顕著な部分が近似のもの。

(七) 商標が他人により登録された文字商標を完全に包含し、かつその他のより強い意味がないもの。

(八) 漢字とこれに対応したピンインとの組合商標であって、他人の登録商標はピンインだけで漢字がないもの。

(九) 登録商標の文字の形状、読み方、意味が近似したその他のもの。

第二十条 権利侵害が疑われる図形商標と他人の登録商標とを比較し、次に掲げる状況のいずれかに該当するものは、「その登録商標と近似の商標」と認定することができる。

(一) 商標図形の構図と全体的視覚が近似のもの。

(二) 商標が他人の図形商標を完全に包含し、かつ明らかな区別がないもの。

(三) 登録商標の構図、着色、視覚と近似したその他のもの。

第二十一条 権利侵害が疑われる文字・図形組合商標と他人の登録商標とを比較し、次に掲げる状況のいずれかに該当するものは、「その登録商標と近似の商標」と認定することができる。

(一) 商標全体が近似のもの。

(二) 商標の中国語表記が同一又は近似のもの。

(三) 商標の中国語表記が異なるが、英語表記、ピンイン、数字、図形の部分が同一又は近似で、かつ商標全体の称呼、意味、視覚の区別が顕著でないもの。

(四) 商標の中国語表記と英語表記の主な意味が同一又は基本的に同一のもの。

(五) 商標の中国語表記、図形が異なるが、配列組合方法又は全体的に説明する事物が基本的に同一で、かつ商標全体の称呼、意味、全体的な視覚効果の区別が顕著でないもの。

(六) 配列組合方法と全体的な視覚効果に関して登録商標に近似したその他のもの。

第二十二条 権利侵害が疑われる立体商標と他人の登録商標とを比較し、次に掲げる状況のいずれかに該当するものは、「その登録商標と近似の商標」と認定することができる。

(一) 2つの立体商標にいずれも顕著な三次元標識があり、かつ当該三次元標識が同一又は近似のもの。

(二) 2つの立体商標にいずれも顕著な平面要素があり、かつ当該平面要素が同一又は近似のもの。

(三) 立体商標が三次元標識及び顕著な特徴のある平面要素から構成され、当該平面要素が他人の登録済みの平面商標の顕著な特徴のある部分とは同一又は近似のもの。

(四) 立体商標中の三次元標識に顕著な特徴があるが、視覚効果に関して平面商標の顕著な特徴のある部分と同一又は近似のもの。

(五) 登録商標の三次元標識の形状と外観と近似したその他のもの。

第二十三条 権利侵害が疑われる色彩のみからなる商標と他人の登録商標とを比較し、次に掲げる状況のいずれかに該当するものは、「その登録商標と近似の商標」と認定することができる。

(一) 両者の色の組合せと配列の方法がいずれも近似のもの。

(二) 色彩のみからなる商標と他人の登録済みの平面商標の図形又は立体商標の指定色と同一又は近似で、かつ全体的な視覚効果に大きな差異がないもの。

(三) 登録商標の色又は組合と近似したその他のもの。

第二十四条 権利侵害が疑われる音商標と他人の登録商標とを比較し、次に掲げる状況のいずれかに該当するものは、「その登録商標と近似の商標」と認定することができる。

(一) 2つの音商標の聴覚的知覚が近似のもの。

(二) 音商標中の音声に対応した文字又はその他要素が、他人の登録済みの可視的商標中に含まれる文字又はその他要素の読み方と同一又は近似のもの。

第二十五条 商標法執行関連部門は、「その登録商標と同一の商標」「その登録商標と近似の商標」を判断するに当たり、関連商品（役務）に関して一般的知識、経験を持つ関連一般民衆が商品（役務）を購入する際に行う普通な注意の程度を基準に、隔離観察、全体対比と要部対比の方法を用い、商標の読み方、文字の形状、意味、配列方法等構成要素を総合的考慮して認定を行わなければならない。

第二十六条 商標法第五十七条に規定の混同には、以下の場合が含まれる。

(一) 関連一般民衆に、事案に関連する商品（役務）が登録商標の権利者により生産又は提供されるものと誤認させる場合。

(二) 関連一般民衆に、事案に関連する商品（役務）の提供者と登録商標の権利者との間に投資、許可又は協力等関係が存在すると誤認させる場合。

混同の認定には、混同の可能性のみが必要で、実際に発生したことを要件としない。

第二十七条 同一種の商品（役務）に近似商標を使用し、又は類似商品（役務）に使同一・近似商標を使用するときに、混同を引き起こしやすいことが、商標権侵害に該当する要件の一つである。

同一種の商品（役務）に同一の商標を使用することは、混同を引き起こすことと見なす。

第二十八条 商標法執行関連部門は、下記要素及び要素間の相互影響を総合的酌量した上で、混同を引き起こしやすいかどうかを認定しなければならない。

(一) 商標の近似度。

(二) 商品（役務）の類似度。

(三) 登録商標の顕著性と知名度。

(四) 関連一般民衆の注意の程度。

(五) その他関連要素。

商標の顕著性、即ち区別の作用を果たす特性の強弱には、商標標識のオリジナル性及び商標と使用商品（役務）との関連性が含まれる。オリジナル性が高いほど、関連性は弱く、顕著性は強い。

知名度とは、関連一般民衆に知られる程度を指す。

第二十九条 商標法実施条例第七十六条に規定の「一般民衆に誤解を生じさせる」に該当するかどうかを判断するには、権利侵害が疑われる者の便乗意図に合わせて、本基準第二十八条の規定を参照して認定することができる。

便乗意図とは、権利者の登録商標の比較的高い知名度から、権利侵害が疑われる者が関連一般民衆に誤解を生じさせる主観的故意を指す。

登録商標の知名度が高く、権利侵害が疑われる者が、これと同一業界にあり、かつ正当な理由なく登録商標を模倣する場合は、便乗意図があるものと認定することができる。

第三十条 他人の登録商標付きの商品の加工を請け負った場合、請負人は、依頼人が登録商標専用権を享受するかどうかを審査しなければならない。審査義務を果たさずに登録商標専用権を侵害する商品を加工した場合、請負人は商標法第五十七条第（一）号に規定

の商標権侵害行為を構成する。

第三十一条 工事実施と材料調達を共に引き受ける工事請負経営活動において、請負業者は商標権侵害商品を原料とし、かつこれを明らかに知っており、又はこれを知るべきである場合は、商標法第五十七条第（三）号に規定の商標権侵害行為に該当する。

第三十二条 商標法第五十七条第（四）号に規定の「商標標識」は、標識対象商品（役務）から独立した商標媒体である。

第三十三条 権利者のある商品上の登録商標を取り除き、同一権利者の別の種類の商品の別の登録商標を差し替えてから販売するのは、商標法第五十七条第（五）号に規定の商標権侵害行為に該当する。

第三十四条 市場主催者、展示会主催者、売場賃貸人、電子商取引プラットフォーム等経営者が管理職責の履行を怠り、市場内の経営者、展示会参加者、売場賃借人、プラットフォーム内の電子商取引経営者が商標権侵害行為を実施することを知りながらも制止しない場合、又は事情を知らないものの、商標法執行関連部門から通知されても、必要な措置を講じ商標権侵害行為を阻止しない場合は、商標法第五十七条第（六）号に規定の商標権侵害行為に該当する。

第三十五条 次に掲げる行為は、商標法第五十七条第（七）号に規定の、他人の登録商標専用権にその他損害を及ぼす商標権侵害行為に該当する。

（一）他人の登録商標と同一又は近似の文字をドメイン名として登録し、かつ当該ドメイン名を通じて関連商品（役務）の取引を行う電子商取引であって、関連一般民衆に誤認させやすいもの。

（二）経営者が関連一般民衆に対して提供する景品、賞品に使用される商標標識が、他人の同一又は類似の商品上の登録商標と同一又は近似で、混同を引き起こしやすいもの。

（三）回収された容器等再生資源を利用して自らの商品を再製造し、自らの商標を使用しながら、元の容器上の他人の登録商標を取り除き又は覆い隠しておらず、混同を引き起こしやすいもの。

第三十六条 登録商標を変更し又は複数の登録商標を組み合わせて使用することにより、他人の登録との同一・近似を引き起こし、かつ混同を引き起こしやすい場合は、商標法第五十七条に規定の商標権侵害行為に該当する。

第三十七条 色が指定されない登録商標は、通常の場合、色を自由に付着させることができるが、便乗を目的に色を付着させ、かつ他人の登録商標との近似を引き起こし、かつ混同を引き起こしやすい場合は、登録が許可された商標上への使用とは見なされず、商標法第五十七条に規定の商標権侵害行為に該当する。

第三十八条 権利侵害が疑われる登録商標に対する無効宣告が行われた後、その登録商標専用権は、最初から今まで存在しないものと見なし、商標登録の後、無効宣告の前に権利侵害を構成した場合は、通常、権利侵害責任を追及しない。但し、悪意のある登録取得はこの限りではない。

第四章 例外

第三十九条 次に掲げる場合は正当な使用に該当し、商標権侵害行為には該当しない。

(一) 商標登録者の許可なしに、他人の登録商標と同一又は近似の標識を商品（役務）の通用名、通用図形、通用型式名、又は標識商品（役務）の品質、主な原料、機能、用途、重量、数量及びその他特徴、又は標識商品（役務）産地を標識するために使用し、かつ関連一般民衆に誤認を生じさせない場合。

(二) 商標登録者の許可なしに、他人の登録商標を善意をもって合理的に使用し、自らの商品（役務）の提供元、用途、役務の対象及びその他特性が他人の商品（役務）に関連することを客観的に指示し、かつ関連一般民衆に誤認を生じさせない場合。

第四十条 商標法第五十九条に規定される、正当に使用される他人の登録商標の中に「本商品（役務）の通用名、図形、型式名が含まれ、又は商品（役務）の品質、主な原料、機能、用途、重量、数量及びその他特徴が直接表示され、又は地名が含まれる」場合は、同時に次に掲げる条件を満たさなければならない。

(一) 使用者は自らの商標を保有しており、他人の登録商標の一部を商品（役務）の通用名、図形、型式名、品質、主な原料、機能、用途、重量、数量、産地、地理位置、又はその他特徴を標識するためにのみ使用している。

(二) 使用者の使用方法与他人の登録済みの商標の表示形式とは明らかな区別がある。

(三) 使用者の使用は善意によるものである。

第四十一条 商標法第五十九条第三項に規定の「一定の影響のある商標」とは、中国ですでに先に使用されており、かつ一定の範囲において関連一般民衆に知られている未登録商標を指す。

「一定の影響のある商標」を認定するには、通常、商標法執行関連部門の管轄区域を範囲とし、商標法第十四条第一項に規定の要素を参照し総合的判断を行う。

第四十二条 商標法实施条例第九十二条に規定の「連続的使用」とは、1993年7月1日又は国家知識産権局が新たに制限を解除した商品（役務）項目を最初に受理する日より前にすでにその使用が開始し、かつその日の時点でまだ同一の商品（役務）項目に用いられる商標を指す。

使用者が提供する、実際に使用される商標の証拠は、当該商標がすでに商業イベントで公開的、真実かつ合法的に使用されたものであることを証明できるものでなければならず、使用される商標標識、具体的役務項目又は商品（役務）、商標の使用者、商標使用日を明示できるものであって初めて有効なものとなる。

当該商標を引き続き使用する場合、使用者は、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

(一) 当該商標が使用される指定商品（役務）を追加してはならない。

(二) 当該商標の図形、文字、色、構造、書き方等内容を変更してはならない。但し、他人の登録商標との区別を付けるために行う変更はこの限りではない。

(三) 引き続き使用する者は、他人に使用させるために当該商標を譲渡又は許諾してはならない。

(四) 当該商標の使用地域を拡大してはならない。

第四十三条 次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、商標法第六十条第二項に規定の「知らない」には該当しない。

(一) 故意に不正な仕入ルートを通じて権利侵害商品を購入し、かつ価格が明らかに既知の正規品のそれより低い場合。

(二) 請求書、帳簿等の会計書類に虚偽があった場合。

(三) 権利侵害商品（役務）の販売を主な事業としている場合。

(四) 事案発生後、物証を隠匿・隠滅し、虚偽の証明、虚偽の事情を提供した場合。

(五) 同一の違法事実により処分を受けた後に再犯した場合。

(六) 商標権利者により違法行為を告知されても是正しない場合

(七) 当事人が明らかに知っている又は知り得るべきであると認定できるその他の場合。

第四十四条 商標法第六十条第二項に規定の、「提供者について説明する」とは、権利侵害が疑われる者が、サプライヤの企業名、事業所の住所、連絡先等正確な情報又は手掛かりを自ら進んで提供することを指す。権利侵害が疑われる者の原因により提供者を探し当てることができない場合は、「提供者について説明する」と見なすことができない。

第四十五条 権利侵害が疑われる者が、登録商標専用権を侵害する商品（役務）と知らずに販売していたことが確かである場合は、その権利侵害商品の販売中止を命じるものとし、行政処罰は課さない。また、サプライヤについて立件・調査処分し、又は事案の手掛かりを管轄権のある商標法執行関連部門に移送して調査処分しなければならない。

販売中止を命じられる権利侵害商品（役務）を、権利侵害人が再び販売した場合は、法に依って調査処分しなければならない。

第五章 適用中止

第四十六条 国家知識産権局で審理中又は人民法院で係争中の下記事案には、商標法第六十二条の「中止」に関する規定を適用することができる。

(一) 商標法第四十四条、第四十五条に基づき商標の無効宣告を請求される事案。

(二) 更新・延長期間にある商標について、更新申請が提出されており、まだ審査中の事案。

権利侵害が疑われる者は、第（一）項を理由に中止を申請する場合、商標法執行関連部門は、その提示した理由及び証拠が十分であるかどうかを審査しなければならない。登録商標が無効にされる可能性のある場合は、事案の調査処分を中止する。

第四十七条 国家知識産権局で審理中又は人民法院で係争中の下記事案には、商標法第六十二条の「中止」に関する規定を適用しない。

(一) 登録商標を自ら変更し、是正期間を過ぎても是正しなかったことによる取消事案。

(二) 登録商標が使用承認商品（役務）の通用名となったことによる取消事案。

(三) 正当な理由なく3年間連続して使用しなかったことによる取消事案。

第四十八条 すでに国家知識産権局の方式審査・公告が行われ、まだ登録公告が行われていない商標が、先に登録されている商標と同一又は近似であり、権利侵害が疑われる場合は、その商標権が未だに確立していないとき、商標法執行関連部門は立件して調査処分することができる。

第六章 権利の衝突

第四十九条 商標権侵害事案を調査処分するにあたっては、他人の合法的な優先権を損なってはならない。

第五十条 権利侵害が疑われる者が、意匠、植物新品種権の名称、集積回路の回路配置利用権名をもって他人の登録商標専用権に抗弁するにあたり、当該商標の出願日が当該意匠、植物新品種、集積回路の回路配置の出願日より先である場合、商標法執行関連部門は商標権侵害事案を調査処分することができる。

第五十一条 著作権をもって他人の登録商標専用権に抗弁するにあたり、当該商標の出願日が、証拠により証明済みの当該著作権の成立日より先である場合、商標法執行関連部門は商標権侵害事案を調査処分することができる。

第五十二条 他人の登録商標と同一又は近似の文字を企業の商号とし、同一又は類似の商品（役務）に強調して使用し、商標の使用行為を構成し、混同を引き起こしやすい場合、商標法執行関連部門は商標権侵害行為として調査処分することができる。

他人の登録商標を企業名における商号として使用し、強調して使用してはいないにもかかわらず、一般民衆に誤解を生じさせる場合は、商標法第五十八条に準じて処理する。

第五十三条 地理的表示をもって他人の登録商標専用権に抗弁するにあたり、当該市場主体が地理的表示の使用資格を取得していない場合、又は合理的使用履歴の証拠を提出できず、かつ申請又は使用の時間が他人の登録商標申請日より後である場合、商標法執行関連部門は商標権侵害事案を調査処分することができる。

第七章 その他事項

第五十四条 商標法執行関連部門は、商標権侵害事案を調査処分するにあたって、登録商標の登録者、合法的使用者又は商標登録者の許諾者に、識別し、書面による意見を提示するよう、かつ意見を提示した側に、相応の法的責任を負うよう要求することができる。

第五十五条 商標法第六十条第二項に規定の、「五年以内に商標権侵害行為を2回以上行う」とは、同一市場主体が商標法執行関連部門、人民法院等により他人の登録商標専用権を侵害すると認定された行政処罰又は判決の発効日より起算して、5年以内に再び商標権侵害行為を行うことを指す。

第五十六条 次に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、商標法第六十条第二項に規定の「その他重大な情状」に該当する。

(一) 違法経営の金額が100万元以上の場合。

(二) 権利侵害地域が3つ以上の省又は6つ以上の地級市に及び、かつ違法経営の金額が50万元以上である場合。

(三) 同時に2人以上の権利者の商標専用権を侵害し、違法経営の金額が50万元以上である場合。

(四) 権利侵害行為が食品、医薬品、医療機器等、国民の生命・健康安全に関わる分野で発生する場合。

- (五) 権利侵害行為の継続期間が 18 ヶ月以上に及ぶ場合。
- (六) 劣悪な国際的影響、社会影響を及ぼす場合。
- (七) 権利侵害の対象商標が馳名商標（知名度の高い商標——訳注）として認定されたことがある場合。

第八章 附則

第五十七条 本基準は国家知識産権局が責任を持って解釈する。

第五十八条 本基準は公布日より施行する。

国家知識産権局 HP

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1144721.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。